

安八町告示第163号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年8月6日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年8月28日

安八町監査委員  
安八町監査委員

清伸二  
碓井

清  
伸二  
昭夫  
碓井

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年8月6日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、支払年月日が令和元年8月8日、研修費 グローバルな視点で地域経営を学ぶの負担金 497050円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙（研修の受講決定について）
3. 平成31年度 証拠書類貼付台紙（個人負担金 126262円）
4. 令和2年7月1日付 情報公開請求書
5. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

6. 問い合わせ 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

7. 問い合わせ 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料  
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があつたため、令和2年8月11日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、支払年月日が令和元年8月8日、研修費 グローバルな視点で地域経営を学ぶの負担金 497050円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年8月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年8月24日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかつた。

### 2 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しく

は不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年8月25日に監査を実施した。

## (2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課<sup>職員</sup>からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 令和元年8月20日（火）から令和元年9月2日（月）までの14日間、「令和元年度 グローバルな視点で地域経営を学ぶ～多様な主体を活かす～（以下「研修」という。）」が、公益財団法人全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）（以下「JIAM」という。）並びにアメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市及びベンド市にて開催された。
- (2) 研修のスケジュールは、令和元年8月20日（火）から令和元年8月23日（金）までの4日間はJIAMにて研修（以下「国内研修」という。）、令和元年8月24日（土）から令和元年9月2日（金）までの10日間はアメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市及びベンド市にて研修（以下「海外研修」という。）であり、研修には安八町長（以下「町長」という。）から命を受け、そしてJIAM学長から「研修の受講決定について」との書面にて通知を受けた、安八町役場福祉課課長補佐（以下「課長補佐」という。）をはじめ12市の職員、計14名が参加した。
- (3) 研修の目的は、国内研修及び海外研修をとおして、「行政、NPO、大学等、多様な主体によって行われているアメリカのまちづくりの取り組みについて学ぶとともに、アメリカにおける行政の役割、地域経営手法について学ぶ」ことであった。
- (4) 国内研修では、アメリカ社会と地方行政、海外研修訪問地の事前調査、ポートランドの概要、異文化の理解、日本文化の基礎、アメリカの地方自治とNPO、ポートランドから学ぶ市民主体のまちづくり、海外研修訪問地の事前調査の発表が行われた。
- (5) 海外研修では、ポートランド市並びにベント市を訪問し、性別や人種に配慮した雇用機会向上と社会的包摂、住民の健康や環境に配慮した交通手段の推進、地域資源を活かした観光戦略、生活困窮者の支援、オーガニック農業と地域経済の発展等を、市内及び関係機関の視察や行政職員等の説明により学んだ。
- (6) 課長補佐が研修に参加するにあたり、研修受講に要する経費（負担金）として

505,700円につきJIAMから請求を受け、内、町は497,050円(①研修費4,800円、②研修生活動費2,250円、③海外研修費490,000円)を一般会計から支出し、残りの8,650円(食費)については課長補佐が私費により支払った。

- (7) 課長補佐は、後日、(6)にいう497,050円の内、個人負担金として124,262円(研修に係る町負担金の1/4の額)を町に納付した。
- (8) 課長補佐は研修終了後、JIAMからの課題であった研修レポートと関係資料を添え、書面にて安八町長に復命した。
- (9) 課長補佐は、研修に参加したことによりその目的を達成し、かつ職務上の身分において研修での成果を發揮した。
- (10) 課長補佐は、令和元年12月に安八町議会、安八町職員に研修結果を報告した。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 法第232条第2項

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

### 2 平成10年7月16日 東京地裁判決

公益上必要がある場合に該当するか否かは、地方公共団体の長の合理的な裁量に委ねられている。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年7月1日付にて、令和元年度「グローバルな視点で地域経営を学ぶ」研修に関する「この研修の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この研修の目的が達成されたことを証する書面」、「この研修の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、決定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜならば、この研修の出席者は安八町を代表して本件に出席をしているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。また、本件研修費497,150円

のうち1／4である124,262円は個人負担金のはずであるため公費からの支出は認められないものであり疑義が持たれるものである。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」、加えて、「本件納入金額の内訳は、研修費(@1,200円)4,800円、食費8,650円、研修生活費2,250円、海外研修費490,000円のことであるが食費8,650円は私費で支払っているようであるが研修生活費は公費からの支出となっている。研修生活費がどのようなものか不明であるが生活費であるならば食費と同様に私費で支払われなければならぬものである。また、上記でも述べたが個人負担金についても個人の負担金であるため公費ではなく私費で支払われなければならないものである。従って、本件支出は違法もしくは不当な公金の支出であるといわざるをえないものである。」と主張している。

なお、請求人が請求の理由3で述べている研修生活費だが、正しくは「研修活動費」である。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、課長補佐が研修に参加することについて検討した。

上記、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(3)のとおり、課長補佐は研修の機会を利用して、「行政、NPO、大学等、多様な主体によって行われているアメリカのまちづくりの取り組みについて学ぶとともに、アメリカにおける行政の役割、地域経営手法」について学んでいる。

つまり、課長補佐が研修に参加することは、海外研修で訪問した2市の行政等を学ぶことにより、安八町に住んでいる人々がこの先もずっと「住みたい」と思えるまちづくりの推進のため、加えて他の研修参加者との交流やまちづくりに関する共通理解を深めるためにも有意義なものである。

また、課長補佐として町の福祉行政の責任者である福祉課長と並び、福祉行政における重要な役割と責任を担っていることは明確であり、このことからも同／(3)の目的をもって研修に参加することは、その職務を遂行するうえで必要なことであると認められる。

これらの事情等を総合すると、課長補佐が研修に参加したことは、福祉行政における重要な役割と責任を担っている者として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、研修の機会を利用して、「行政、NPO、大学等、多様な主体によって行われているアメリカのまちづくりの取り組みについて学ぶとともに、アメリカにおける行政の役割、地域経営手法」を学ぶことは、課長補佐の職務の範囲内であり、本件請求にいう研修に付随して支出された研修負担金は違法もしくは公金の支出ではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、「公費の支出に際し

て疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」、また、「最後に本件納入金額の内訳は、研修費(@1,200円)4,800円、食費8,650円、研修生活費2,250円、海外研修費490,000円のことであるが食費8,650円は私費で支払っているようであるが研修生活費は公費からの支出となっている。研修生活費がどのようなものか不明であるが生活費であるならば食費と同様に私費で支払われなければならないものである。また、上記でも述べたが個人負担金についても個人の負担金であるため公費ではなく私費で支払われなければならないものである。従って、本件支出は違法もしくは不当な公金の支出であるといわざるをえないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

#### 第8 監査委員の意見

なし。